

赤井川村広報ツイッター運用ポリシー

1. 目的

即時性と情報の拡散性を特徴とするツイッターを赤井川村の広報媒体として活用し、ホームページや防災無線と連動しながら、村政や赤井川村の魅力に関する情報発信を行うことを目的として開設する。

2. 用語の定義

ツイッターに関する主な用語の定義を、次のように定める。

- ツイッター：インターネット上で140文字以内の短い文章を不特定のインターネット利用者に公開できるツイッター社が提供しているサービスをいう。
- アカウント：ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- ツイート：ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- リツイート：他のユーザーのツイートをフォロワーに向けて拡散することをいう。
- フォロー：他のユーザーのツイートを受信できるように登録することをいう。

3. 運用主体

赤井川村広報ツイッター（以下「本ツイッター」という。）の運用主体は、赤井川村とし、総務課においてアカウントの管理、パスワードの管理、ツイートをを行う。ただし、災害情報、その他重大な危機事案が発生した場合は、所管する課等においてツイート等を行えるものとする。

2 アカウント名は『akaigawamura』とする。

4. 意思決定

ツイートをする際は、各所管課長等の決裁を得て行う。

5. 発信時間

原則として、平日の勤務時間内に行う。ただし、緊急時の情報等、総務課長が特に認めた場合はこの限りではない。

6. 個人情報の取り扱いについて

本ツイッターで取得した個人情報については、赤井川村ホームページの「プライバシーポリシー」(<https://www.akaigawa.com/privacy.html>) に準じて取り扱う。

7. 投稿内容

本ツイッターは、次に掲げる事項をツイートする。

- 村政情報
- 赤井川村の魅力発信
- 災害情報のほか各種注意喚起
- その他、赤井川村に関係する事項で、村長が特に必要と認めたもの。

8. フォロー及びリプライの方針

本ツイッターは、国・地方自治体または公共性の高い機関について必要に応じフォローする。ただし、本ツイッターによるフォロー（フォロー解除を含む）は、フォロー先のアカウントに対して、何らかの表明するものではなく、フォロー先のツイート等について関与するものではない。リプライ及びリプライに対する返信は、原則行わない。

投稿内容、赤井川村の施策や事業等に関する意見、質問については、各担当課へ直接、問い合わせをするよう明示する。

9. 禁止事項

リプライなどの投稿内容が次に挙げる事項に該当すると判断した場合は、ツイートの削除等を行う場合があります。

- 公序良俗に反する内容
- 違法または反社会的な内容
- 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容
- 赤井川村もしくはその他の第三者を誹謗、中傷し、または名誉や信頼を傷つける内容
- 著作権・商標権など、第三者の権利を侵害する内容
- 他者になりすます行為や虚偽、詐称を含む内容
- 独断的、断定的な表見を含む内容や、ミスリーディングを誘う内容、わいせつな表現などを含む内容
- 本ツイッターの趣旨に関係の無い内容
- その他村長が不適切と判断した内容

10. 運用留意事項

本ツイッターの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- 赤井川村のアカウントであることを証明するためおよびなりすましによる誤情報の流布

を防ぐため、本ツイッターのアカウント名を赤井川村ホームページ上に明示する。

- アカウントの運用主体およびツイート内容については、本ツイッターのプロフィール欄に明示する。
- 情報は正確に記述する。
- ツイートの末尾に、課および係名を明記する。
- ツイートするリンク先は、本来のURL（ドメイン）がわかるよう、原則として、URL短縮サービスを利用しない。
- 赤井川村が策定した本ツイッター運用ポリシーは、赤井川村ホームページに掲載する。
- ツイートする際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取り扱いに関する規定を遵守する。
- 意図せずして赤井川村が発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努める。
- オープンデータとして投稿する場合はハッシュタグ「#CCBY」を付けて投稿する。
オープンデータについては、北海道オープンデータ利用規約 (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dtf/opendata/hokkaido_od_kiyaku.html) を参照すること。

1 1. 本ツイッターに関する問い合わせ

赤井川村ホームページのトップページから受け付ける。

1 2. その他

その他、本ツイッター運用ポリシーの実施について必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この運用ポリシーは、令和4年3月25日から施行する。